

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|------------------------------------|--------------------|--|------|--------|
| 1 | ①食料品の物価高騰に対する特別加算 | 物価高騰対応くらし応援商品券支給事業 | ①エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民の経済的負担を緩和するとともに、地域における消費を喚起することによって地域経済の活性化を図るため、全町民を対象に「土庄町くらし応援商品券」を支給するもの。 ②報酬(会計年度職員) 63千円、旅費(会計年度職員) 10千円 需用費(消耗品費、印刷製本費) 173千円、役務費(郵便料) 3,003千円、商工会への委託料(事務費:5,211千円、商品券代:121,250千円) 126,461千円 ③令和8年2月1日時点での土庄町住民基本台帳に記録されている人数×10千円(見込み人数12,125人×10千円)=121,250千円、その他事務費 8,460千円 総事業費 121,250千円+8,460千円=129,710千円(うち122,413千円に交付金を充当) ④令和8年2月1日時点での土庄町住民基本台帳に記録されている方。 | R8.2 | R8.4以降 |
| 2 | ⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業 | 大部公民館照明設備改修事業 | ①住民が利用する公民館の照明設備をLED化改修により、価格が高騰する電力の消費量を軽減させることで上昇を続ける維持管理費を抑制し、施設の利用環境の維持や、住民の施設利用料金およびサービス水準の維持を図る。 ②③設計委託料 446千円、監理委託料 333千円、工事請負費 7,390千円 ④大部公民館 | R7.9 | R8.4以降 |
| 3 | ⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 | 小豊島生活航路運行維持支援事業 | ①物価高騰等により、経営が厳しい状況にある小豊島生活航路運航事業者に対して、地域公共交通の維持・確保に要する経費の一部を補助するもの。 ②③負担金補助及び交付金 3,000千円 船舶の購入や改造・修繕に要する経費 補助率:1/2、補助上限額:3,000千円 ④小豊島生活航路運行事業者 | R8.3 | R8.3 |
| 4 | ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | こども食堂等物価高騰対策補助事業 | ①物価高騰の影響を踏まえ、生活困窮者の食事支援、自立支援等に取り組む団体に対し、物価高騰対策補助金を支給するもの。 ②③負担金補助及び交付金 300千円 ・補助額/100千円(2事業所)、加算(居場所を提供している事業者)/100千円(1事業所) ④生活困窮者の食事支援、自立支援等に取り組む団体 | R8.3 | R8.3 |
| 5 | ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 医療・福祉施設等物価高騰対策補助事業 | ①物価高騰の影響を踏まえ、保険医療機関、保険薬局、介護施設、障害福祉サービス施設等に対し、物価高騰対策補助金を支給するもの。 ②③負担金補助及び交付金 16,060千円 ・補助基本額:100千円/事業所 ・補助加算額:入院・入所事業所 定員数×20千円/事業所 ・外来・通所事業所:100千円/事業所 ④高齢者福祉費関連 26事業所、障害者福祉費関連 5事業所、保健衛生総務費関連 16事業所 | R8.3 | R8.3 |

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|--------------------|----------------|---|------|--------|
| 6 | ⑧農林水産業における物価高騰対策支援 | 農林水産業活性化緊急支援事業 | ①物価高騰等の影響により、設備投資等を控えている農林水産事業者に対して、事業継続及び町内農林水産業の活性化等に要する経費の一部を補助するもの。 ②③負担金補助及び交付金 12,600千円 ・補助対象経費:事業を継続していくために必要な設備の導入・改良に要する経費・販路開拓に要する経費など ・補助率:3/4 ・補助上限額:300千円/事業者 ④町内農林水産事業者 | R8.3 | R8.4以降 |
| 7 | ⑧農林水産業における物価高騰対策支援 | 農業経営収入安定化支援事業 | ①物価高騰の影響を受ける農業経営収入保険に加入する農業者に対し、当該収入保険に係る保険料の一部を支援するもの。 ②③負担金補助及び交付金 ・補助額:保険料加入者負担額の1/2 ・補助上限額:100千円/事業者 ・積算見込:27千円×18件=486千円(法人2件・個人16件) ④町内在住の農業経営収入保険に加入する農業者 | R8.3 | R8.3 |
| 8 | ①食料品の物価高騰に対する特別加算 | 小中学校給食費無償化事業 | ①小中学校の児童生徒にかかる給食費の無償化を行い、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。 ②令和8年1～3月の期間における、小中学校の児童・生徒(小:386人 中:206人)の給食費を無償化する。また、教職員(115人)の町負担分給食費についても本交付金を充当する。(給食材料費に本交付金を充当する) ③・小学校児童 3学期(52日)分14千円/人×470人=6,580千円 ・中学校生徒 3学期(52日)分15千円/人×263人=3,945千円 ・教職員3か月分(物価高騰による町負担部分のみ、教職員の給食費は含まない。)1.5千円/人×115人=172.5千円 ・合計 6,580千円+3,945千円+172.5千円= 10,697.5千円 ④小中学校の児童生徒の保護者 | R8.1 | R8.3 |
| 9 | ①食料品の物価高騰に対する特別加算 | 第3子以降給食費無償化事業 | ①小中学校の児童生徒にかかる給食費の無償化を行い、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。(給食材料費に本交付金を充当) ②令和7年4月～令和8年3月の期間における、小中学校の児童・生徒(小:75人 中:48人)の第3子以降学校給食費無償化事業単独分に本交付金を充当する。 ③・小学校児童 年間59.1千円/人×75人=4,432.5千円 ・中学校生徒 年間60.68千円/人×48人=2,912.64千円 ・合計 4,432.5千円+2,912.64千円=7,345.14千円 ・県補助金 7,345.14千円×1/2=3,672千円 (教職員の給食費は含まない。) ④小中学校の児童生徒の保護者 | R7.4 | R8.3 |

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|---------------------------------|-------------------|---|------|------|
| 10 | ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 | 販路開拓支援事業【国R7補正分】 | NO.15と同事業 ①物価高騰の影響を受ける事業者等に対し、離島である地域の特性を踏まえた生産性向上のため、国内外で新規販路開拓に主体的に取り組む町内に本社若しくは事業所を有する法人及び個人事業主に対し、販路開拓のための展示会・商談会等出店等にかかる費用を支援する。 ②③担金補助及び交付金 3,800千円(うち交付金充当2,965千円) ・補助率:2/3 ・補助上限額:200千円 ・積算根拠:200千円×19件=3,800千円(うち2,965千円に交付金を充当) ④国内外で新規販路開拓に主体的に取り組む町内に本社若しくは事業所を有する法人及び個人事業主 | R7.4 | R8.3 |
| 11 | ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 | 販路開拓支援事業【国R7予備費分】 | NO.14と同事業 ①物価高騰の影響を受ける事業者等に対し、離島である地域の特性を踏まえた生産性向上のため、国内外で新規販路開拓に主体的に取り組む町内に本社若しくは事業所を有する法人及び個人事業主に対し、販路開拓のための展示会・商談会等出店等にかかる費用を支援する。 ②③担金補助及び交付金 3,800千円(うち交付金充当2,965千円) ・補助率:2/3 ・補助上限額:200千円 ・積算根拠:200千円×19件=3,800千円(うち2,965千円に交付金を充当) ④国内外で新規販路開拓に主体的に取り組む町内に本社若しくは事業所を有する法人及び個人事業主 | R7.4 | R8.3 |
| 12 | ⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業 | 水道企業団物価高騰対策事業 | ①導水・送水・配水施設におけるポンプの使用や浄水処理等の過程において多くの電力を消費するため、電力価格高騰の影響を受けている水道事業者(香川県広域水道企業団)に対し、電力料金の高騰分の支援を行う。香川県広域水道企業団は、土庄町も構成団体の一つとして県内8市8町で構成する一部事務組合であり、地方公共団体の庁舎等には該当しない。 ②令和7年4月から令和8年2月までの水道施設の電力料金を令和3年度と比較した高騰分を支援する。 ③繰出金 4,692千円 ④香川県広域水道企業団への繰出金 | R8.3 | R8.3 |